

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正
する条例制定について

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

時間外勤務の制限の対象となる職員が養育する子の範囲を 3 歳未満から小学校就学の始期に達するまでに拡大し、併せて任命権者に、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認、介護両立支援制度等に関する研修の実施等を義務付けるため、この案を提出する。

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第6条の2 [略] 2 任命権者は、職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び次条において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により、規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。 3 [略] (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第6条の3 [略] 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第6条第1項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項、第5項及び第6項において同じ。)をさせてはならない。 3～6 [略]	(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第6条の2 [略] 2 任命権者は、職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び次条において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(<u>第11条の3第1項において「配偶者等」という。</u>)で負傷、疾病又は老齢により、規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。 3 [略] (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第6条の3 [略] 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第6条第1項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項、第5項及び第6項において同じ。)をさせてはならない。 3～6 [略]

	<u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u> 第11条の3 任命権者は、職員から当該職員の配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至った旨の申出があったときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、当該職員の介護両立支援制度等の利用に係る意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達する日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 <u>(勤務環境の整備に関する措置)</u> 第11条の4 任命権者は、介護両立支援制度等に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する研修の実施 (2) 相談体制の整備 (3) その他勤務環境の整備に関する措置
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第6条の3第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)は、この条例の施行の日前においても行うことができる。